

# 平成26年度 岡山県森林審議会資料



平成26年12月

岡山県農林水産部林政課

## 目 次

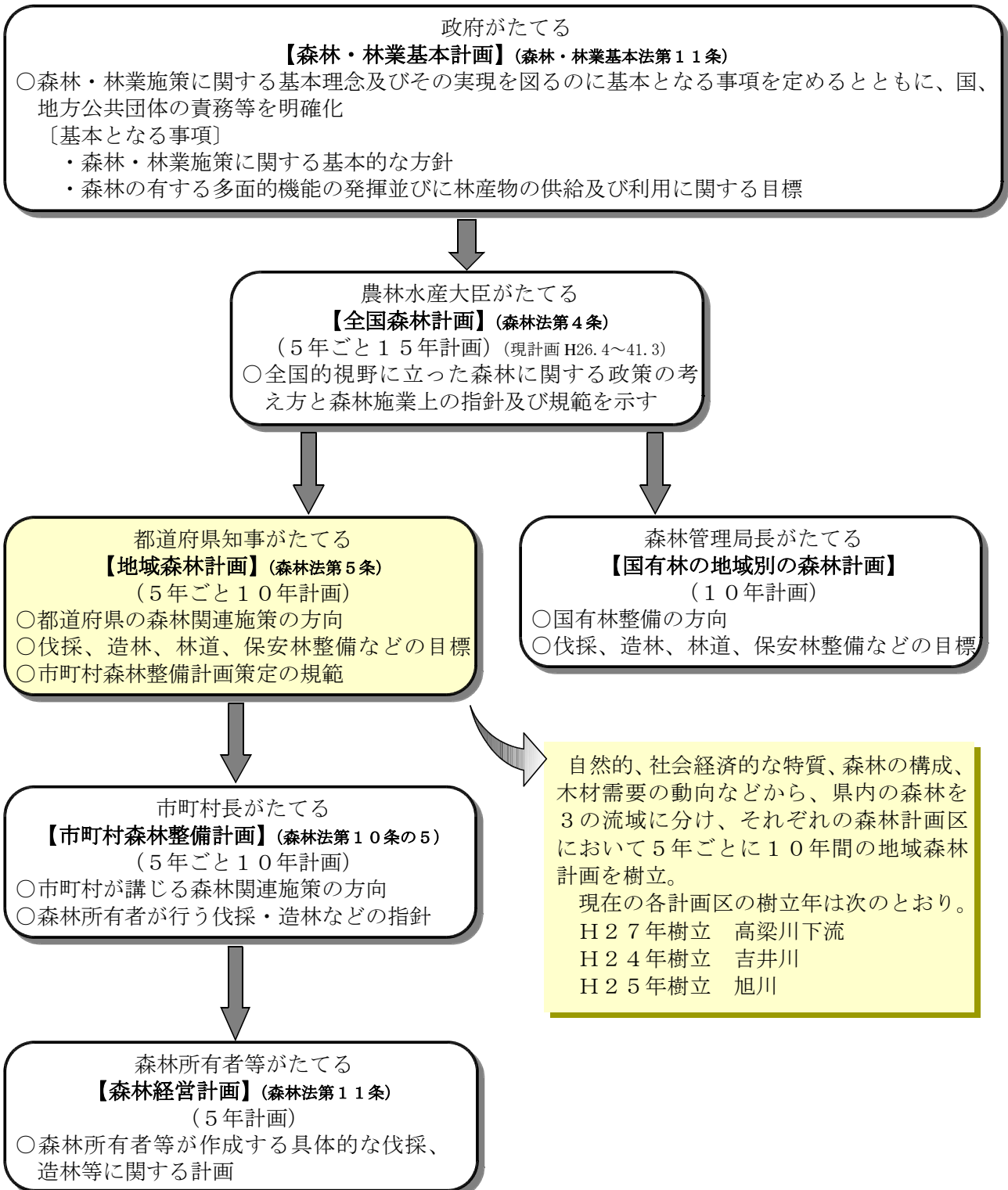
- 森林計画制度について ..... 1
- 高梁川下流、旭川及び吉井川地域森林計画変更計画（案）の概要 ..... 5
- 森林審議会の公開及び森林保全部会の非公開（案）について ..... 7
- 森林保全部会処理事項の報告 ..... 8

# ○ 森林計画制度について

## 1 目的

森林の生育期間の長期性にかんがみ、林産物需給の安定と林木植生による国土保全を長期的広域的見地から合理的に確保するため、我が国の森林と林業に関する政策の基本的態度と方向を明らかにして、政策実施の効率化を図るとともに、森林所有者等の森林施業上の指針及び規範を示し、その適正な施業の確保を図る。

## 2 体系



### 3 地域森林計画（森林法第5条）

全国森林計画に即して県知事が民有林について、森林計画区別に5年ごとに策定する10年計画。岡山県では、高梁川、旭川、吉井川の各流域ごとに樹立。

[計画事項]

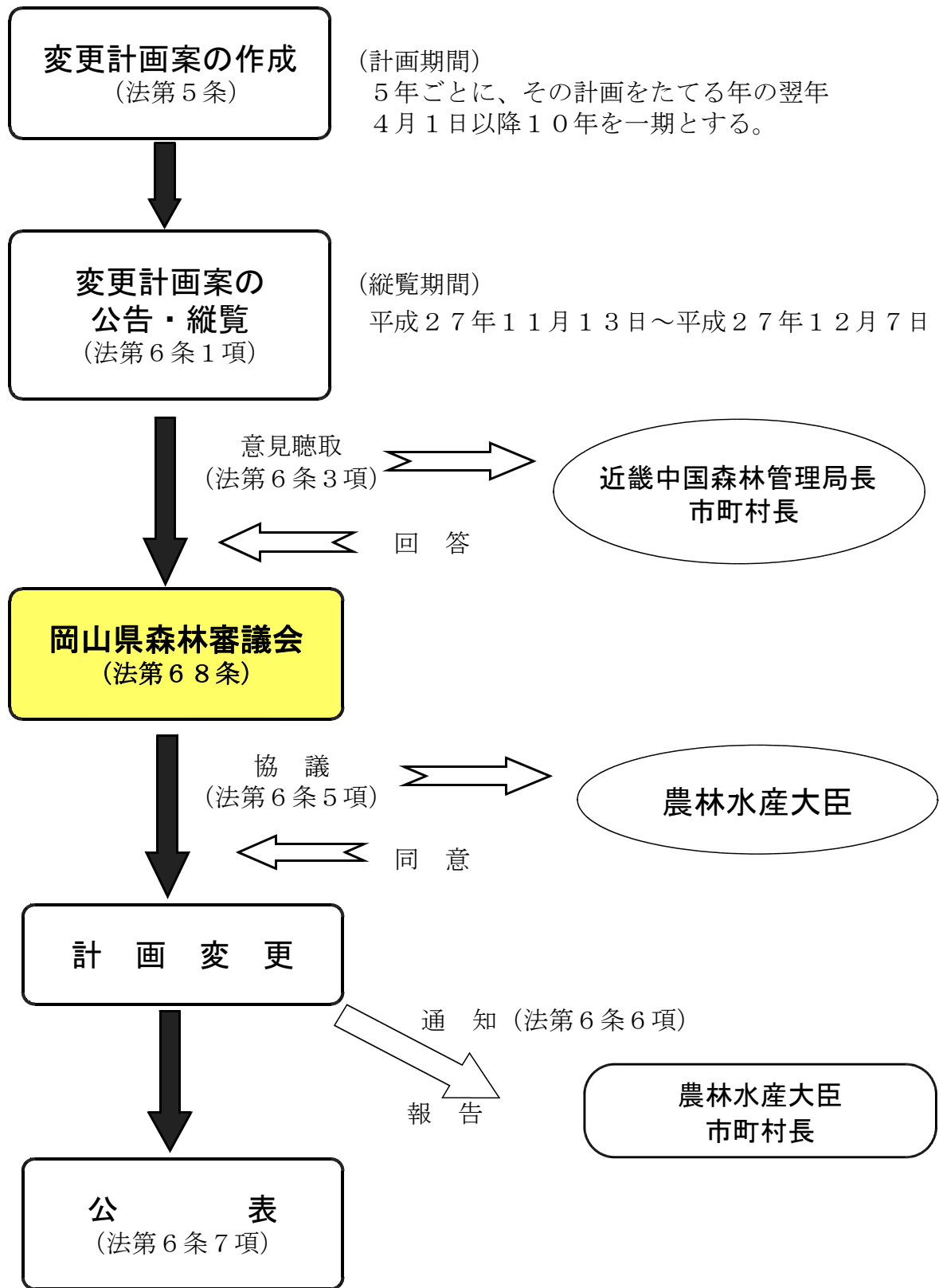
- ア 対象とする森林の区域
- イ 森林の有する機能別の整備の指針に関する事項
- ウ 伐採立木材積、その他森林の立木竹の伐採に関する事項
- エ 造林面積、その他造林に関する事項
- オ 間伐立木材積、その他間伐及び保育に関する事項
- カ 公益的機能別施業森林の区域の基準、その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- キ 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在、及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- ク 森林施業の共同化、その他森林施業の合理化に関する事項
- ケ 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- コ 保安林の整備、保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

#### 森林計画区の概要(案)

森林計画区名		高梁川下流	旭川	吉井川	県計
計画樹立年 (計画期間)		平成27年 (H28.4.1~H38.3.31)	平成25年 (H26.4.1~H36.3.31)	平成24年 (H25.4.1~H35.3.31)	
市町村数		10	6	11	27
資源 状況	面積 (ha)	153,299.38 (△20.61)	125,076.05 (△7.31)	167,318.64 (△16.30)	445,694.07 (△44.23)
	材積 (千m <sup>3</sup> )	22,077 (△1,699)	19,368 (△5)	27,161 (141)	68,606 (△1,563)



#### 4 地域森林計画変更の手續について





## 5 地域森林計画の樹立・変更の経過について

森 林 計 画 区 面 積	高梁川下流 10市町 153,320 ha	旭 川 6市町村 125,083 ha	吉 井 川 11市町村 167,335 ha	備 考	
年             度	17	調査・ <u>樹立</u>			市町村合併による計画区の変更
	18	一斉変更	一斉変更	一斉変更 調 査	全国森林計画の変更 ・計画数量の見直し
	19		調 査	調査・ <u>樹立</u>	
	20	一斉変更	調査・ <u>樹立</u>	一斉変更	全国森林計画の策定 ・計画数量の見直し
	21	調 査			
	22	調査・ <u>樹立</u>			
	23	一斉変更	一斉変更	一斉変更 調 査	森林計画制度の見直しに伴う 全国森林計画の変更
	24		調 査	調査・ <u>樹立</u>	
	25	一斉変更	調査・ <u>樹立</u>	一斉変更	全国森林計画の策定 ・計画数量の見直し
	26	調 査			
	27	調査・ <u>樹立</u>			
	28			調 査	
	29		調 査	調査・ <u>樹立</u>	
	30	一斉変更	調査・ <u>樹立</u>	一斉変更	全国森林計画の策定 ・計画数量の見直し

(案) 地域森林計画の変更については、全国森林計画の策定等に伴う変更のみ記載している。

## ○ 高梁川下流、旭川及び吉井川地域森林計画変更計画（案）の概要

平成26年度は、高梁川下流、旭川、吉井川の3流域において、編成調査等に伴う資源量及び林道、治山事業計画についての変更を行う。

### 1 編成調査結果に伴う資源量の異動

森林計画区名		高梁川下流	旭川	吉井川	県計
計画樹立年 (計画期間)		平成22年 (H23.4.1~H33.3.31)	平成25年 (H26.4.1~H36.3.31)	平成24年 (H25.4.1~H35.3.31)	
市町村数		10	6	11	27
資源 状 況	面積(ha)	153,319.99 (△5.27)	125,083.37 (△2.30)	167,334.94 (△0.33)	445,738.30 (△7.90)
	材積(千m <sup>3</sup> )	23,776 (△881)	19,373 (252)	27,020 (410)	70,169 (△219)

( ) は現計画に対する増減量

### 2 林道の開設及び拡張に関する計画

		高梁川	旭川	吉井川
開設		128,500	79,444	130,212
	基幹(m)	18,330	11,734	40,200
	その他(m)	108,680	65,380	88,382(△100)
	改築(m)	1,490	2,330	1,630
拡張				
	改良(箇所)	59(11)	113(7)	379(13)
	舗装(m)	44,820	94,575(861)	116,240(1,895)

( ) は現計画に対する増減量

### 3 治山事業に関する計画

		高梁川	旭川	吉井川
治山事業施行地区数		222(14)	125(3)	190(13)

( ) は現計画に対する増減量

### 4 その他記載内容

昨年度、全国森林計画の変更在即して記載内容を変更しており、今年度の変更は無し。

## 5 森林面積増減の内訳

森林計画区	転 入	転 出
高梁川下流 (▲ 5.27)	倉敷市：現況森林 5.58ha	倉敷市：太陽光発電施設 0.25ha
	高梁市：人工造林 0.10ha	採土場 0.06ha
	新見市：人工造林 0.91ha	笠岡市：太陽光発電施設 0.07ha
	合 計 6.59ha	治山施設 0.07ha
		携帯電話基地局 0.02ha
		井原市：野球場 0.85ha
		道路敷 0.66ha
		携帯電話基地局 0.29ha
		駐車場 0.16ha
		住宅石積 0.02ha
		総社市：太陽光発電施設 0.32ha
		道路敷 0.18ha
		高梁市：ダム敷 2.98ha
		道路敷 0.11ha
		浅口市：太陽光発電施設 1.72ha
	早島町：グラウンドゴルフ場 0.52ha	
	斎場 0.06ha	
	里庄町：運動公園 2.10ha	
	矢掛町：下水浄化センター 1.40ha	
	携帯電話基地局 0.02ha	
	合 計 11.86ha	
旭 川 (▲ 2.30)	岡山市：人工造林 2.24ha	岡山市：道路敷 0.98ha
	真庭市：人工造林 0.58ha	玉野市：採土場 0.88ha
	新庄村：人工造林 0.23ha	道路敷 0.07ha
	吉備中央町：人工造林 0.26ha	真庭市：ゴルフ場 2.72ha
	合 計 3.31ha	国有地 0.96ha
	合 計 5.61ha	
吉 井 川 (▲ 0.33)	津山市：人工造林 0.51ha	津山市：駐車場 0.96ha
	鏡野町：人工造林 0.39ha	赤磐市：ため池敷 0.05ha
	奈義町：人工造林 0.03ha	和気町：国有地 0.25ha
	合 計 0.93ha	合 計 1.26ha



## ○ 森林審議会の公開及び森林保全部会の非公開（案）について

### 1 公開の趣旨

県の各種施策の企画立案又は行政執行の過程において、重要な役割を果たしている審議会の審議状況を県民に対して明らかにし、県政に対する県民の理解と信頼を深めることは重要であり、審議会の会議を公開することにより、県政における透明性、公正性の向上を図り、開かれた県政を推進する。

### 2 森林審議会の公開について

公開の趣旨から、森林審議会を公開とする。

なお、公開については傍聴要領（案）によるものとし、審議内容が岡山県行政情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる場合には、非公開とすることができる。

### 3 森林保全部会の非公開について

審議内容が岡山県行政情報公開条例第7条第2号及び第3号に掲げる情報に該当すると認められるため、非公開とする。

## 傍 聴 要 領（案）

岡山県森林審議会

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

## ○ 森林保全部会処理事項の報告

年度	開催 年月日	諮問事項	答申年月日 答申の内容	備考
26	26. 7. 7 ～7. 11	岡山市北区富吉地内ほかにおける保安林の指定の解除について (申請者:(有)アップフィールズ)	26. 7. 17 やむを得ないと認める	保安林解除面積 ・ 12. 8122ha 保安林解除の目的 ・ 太陽光発電施設の設置 〔・ 同一事業区域内の 代替保安林の指定 10. 2683 ha〕